

独立行政法人勤労者退職金共済機構

総 務 部 長 殿

厚生労働省労働基準局

勤労者生活課長

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
並びに関係政省令の施行について

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号。以下「平成 25 年改正法」という。）は平成 25 年 6 月 19 日に成立し、平成 25 年 6 月 26 日に公布された。

また、これに伴い、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 26 年政令第 74 号。以下「経過措置政令」という。）及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 20 号。以下「経過措置省令」という。）が、平成 26 年 3 月 24 日にそれぞれ公布され、同年 4 月 1 日に施行されることである。

これらの法令の施行にあたり、中小企業退職金共済制度の運営に関しては、下記の事項に留意の上、遺憾なきようお願いする。

記

第 1 制度の概要

平成 25 年改正法附則第 36 条の規定により、厚生年金基金が平成 26 年 4 月 1 日以降に解散した場合（以下解散した基金を「解散存続厚生年金基金」という。）、その保有する残余財産（中小企業退職金共済制度（以下「中退共」という）の退職金共済契約の被共済者（以下単に「被共済者」という。）となった解散基金加入員に分配すべき残余財産をいう。）のうち被共済者持分額（以下単に「被共済者持分額」という。）の範囲内の額の交付を、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に申し出ることにより、当該被共済者持分額を機構に交付することができることとされたもの。

第 2 交付の申出及び交付額の交付

1 交付の申出

- 平成 25 年改正法附則第 36 条第 1 項に規定する交付の申出は、解散存続厚生年金基金が、被共済者持分額の範囲内の額の交付を希望する事業主ごとに、経過措置省令第 39 条に規定する事項を記載した書面を提出することにより行うこととする [経過措置省令第 39 条]。
- 当該申出は中退共加入後に行うこととし（中退共加入申込みと同時に当該申出の手続きを開始することは可能）、また、中退共加入時に交付の申出を希望しないと回答した場合においても、後日改めて当該申出を行うことを認めることとする。

2 交付額の交付

- 被共済者持分額に、従業員が拠出した額や、役員であった期間に係る額が含まれる場合であっても、特段の措置を講じず、中退共の掛金納付月数への通算等を行えることとする。
- 解散存続厚生年金基金が行う交付額の交付は、当該額の総額を機構が指定する預金口座へ振り込むことにより行うものとし、当該交付は、機構が当該預金口座を指定した日から起算して 60 日以内に行わなければならないこととする [経過措置省令第 39 条]。
- 交付額は、解散存続厚生年金基金から機構に交付することが基本であるが、各事業主の意向を踏まえつつ、当該基金と受託金融機関との間の契約等に基づき、受託機関から機構に交付することも可能とする。

3 誤って交付された交付額の分配

- 解散存続厚生年金基金から、機構に対し、中退共への加入資格がない者（専任役員やすでに退職している者、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の加入者等）に係る被共済者持分額が交付されるなど誤って交付額が交付されていた場合、次の例により速やかに対処することとする。
- なお、機構は、解散存続厚生年金基金及び事業主に対し、当該者に係る被共済者持分額が交付されることがないように、解散存続厚生年金基金が交付の申出を作成する際に、必要な説明を行うこととする。

① 解散存続厚生年金基金（又はその精算人）が現存している場合

- 当該解散存続厚生年金基金（又はその精算人）に返還する。

② 解散存続厚生年金基金（又はその精算人）が現存しない場合

- 当該者を雇用している事業主を通じ当該者の連絡先を把握し、機構が従業員に当該被共済者持分額を直接引き渡すこと等により、速やかに誤交付を解消することとする。

4 存続厚生年金基金が解散した後に中退共に加入した事業主に係る過去勤務期間の通算制度との併用

- ・ 機構は、事業主が中退共の加入申込みを行う際に、下記①及び②について、必要な説明を行うこととする。

① 交付の申出を行った後に行う過去勤務期間の通算

- ・ 交付の申出により交付額が交付された被共済者に係る過去勤務期間の通算の申出を行うことは認めない [平成 25 年改正法附則第 36 条第 5 条]。

※ 解散存続厚生年金基金が行った交付の申出に係る事業主に雇用されている従業員のうち、交付額の交付を行っていない者については、中退共加入時点において過去勤務期間の通算の申出を行うことは可能。

- ・ また、中退共加入時点において交付の申出を行うことを希望していたが、結局申出を行わなかった場合において、後日、改めて過去勤務期間の通算の申出を行うことは、認めない [中小企業退職金共済法第 27 条]。

② 過去勤務期間の通算を行った後に行う交付の申出

- ・ 過去勤務期間の通算が行われた被共済者に係る交付の申出を行うことは認めない [平成 25 年改正法附則第 36 条第 5 条]。

第 3 掛金納付月数への通算に係る額の算出等

1 掛金納付月数へ通算される月数及び当該通算に係る額の算出

- ・ 掛金納付月数への通算に係る額は、次の式（以下「算出式」という。）に基づき算出し、その額は、交付額の範囲内において、掛金納付月数へ通算される月数を最大とすることができる額とする。
- ・ 算出式における A の額に対応する別表の規定に基づき定まる月数が、掛金納付月数へ通算される月数（基金の加入員であった期間の月数が上限）となる。
- ・ 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号。以下「中退法」という。）第 18 条及び第 55 条に基づく掛金納付月数の通算の申出を行った場合、交付の申出を行うことはできるが、掛金納付月数への通算はされない（全額、残余の額として取り扱う） [以上、経過措置政令第 43 条]。

$$(A \times P / 1000) \times 1.01^{t/12} + B$$

A：別表の規定により各月数により定まる金額

P：退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

t：退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から交付額の交付のあった日の属

する月までの月数

B：経過措置政令第 43 条第 2 項に規定する月数を被共済者の掛金納付月数に通算し交付額の交付のあった日に当該被共済者が退職したものとみなした場合における中退法第 10 条第 2 項第 3 号口の規定により支払われる金額（付加退職金相当額）

2 平成 25 年改正法附則第 36 条第 3 項に規定する残余の額

- ・ 交付額から掛金納付月数への通算に係る額を控除した額は、残余の額として退職時に退職金として支給する〔平成 25 年改正法附則第 36 条第 3 項〕。
- ・ なお、中退法第 30 条に基づく計算後受入額も支給される場合の退職金の額は、同法第 10 条に規定する退職金に、当該計算後受入額と残余の額をそれぞれ加算した額とする（「3」においても同様）。

3 平成 25 年改正法附則第 36 条第 8 項に規定する元利合計額

- ・ 存続厚生年金基金が解散する前から中退共に加入している事業主に雇用される被共済者に係る被共済者持分額が機構へ交付された場合、その元利合計額を退職時の退職金に加算する〔平成 25 年改正法附則第 36 条第 8 項〕。

第 4 掛金納付月数への通算等に係る特例

解散存続厚生年金基金からの交付額の交付に伴い掛金納付月数への通算が行われた場合又は元利合計額が退職金に加算される場合の退職金の算出等は、次のように取り扱う。

1 付加退職金の算出

- ・ 解散存続厚生年金基金から交付された交付額に基づき掛金納付月数への通算がなされた場合における付加退職金の算出は、当該通算された月数も含めた計算月に応じて行う。
- ・ 平成 25 年改正法附則第 36 条第 8 項に規定する元利合計額が支給される場合であって、かつ、同一の被共済者に対し適格退職年金制度から資産移換を行い掛金納付月数へ通算がなされていた場合の付加退職金の算出は、当該通算された月数を含めた計算月に基づき行う〔以上、経過措置省令第 40 条〕。

2 特定退職金共済制度から受入金額を受け入れている場合の退職金額

- ・ 中退法第 30 条の規定に基づき特定退職金共済制度からの受入金額の受け入れを行っている場合は、前述「1」において算出された付加退職金を含めた退職金額に、当該受入金額に係る計算後受入金額を加算した額を退職金として支給する。
- ・ 平成 25 年改正法附則第 36 条第 8 項に規定する元利合計額が支給される場合であって、かつ、適格退職年金制度から資産移換を行い掛金納付月数へ通算がなされて

いた場合も、同様の取り扱いとする（「3」においても同様）〔以上、経過措置省令第40条〕。

3 退職金及び解約手当金の減額の特例

- ・ 中退法第10条第5項の規定に基づき退職金の額を減額する場合、解散存続厚生年金基金から交付された交付額に係る額は、当該減額の対象に含めない。
- ・ 中退法第16条第4項の規定に基づき解約手当金の額を減額する場合も、同様の取り扱いとする〔以上、経過措置省令第40条〕。

第5 加入促進のための掛金負担軽減措置に関する特例

解散存続厚生年金基金から交付額の交付を行った事業主に対する、加入促進のための掛金負担軽減措置は、次のように取り扱う。なお、機構は、事業主が中退共に加入する際において、下記1、2の取り扱いについて必要な説明を行うこととする〔経過措置省令第42条〕。

1 中退共加入時に機構に対し交付額の交付の申出を希望すると回答した事業主

- ・ 加入促進のための掛金負担軽減措置の対象とはしない。
- ・ その後、交付の申出を行わないこととなった場合においても、当該事業主は、当該負担軽減措置の対象とはならない〔以上、経過措置省令第41条〕。

2 中退共加入時に機構に対し交付額の交付の申出を希望しないと回答した事業主

- ・ 加入促進のための掛金負担軽減措置の対象とする〔経過措置省令第41条〕。
- ・ その後、当該事業主に係る交付の申出が行われることとなった場合においては、機構は、退職又は解約等の理由により現に中退共に加入していない被共済者に係る分（中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号）第30条の規定により解約手当金が減額されている者に係る分を除く。）も含め、当該事業主の掛金負担軽減措置の取消しを行うが、平成26年4月1日前に中退共に加入している事業主に対しては、取消は行わない〔経過措置省令第40条〕。
- ・ 機構は、加入促進のための掛金負担軽減措置を受けている事業主に係る交付の申出が行われる際に、当該事業主に対し、当該掛金負担軽減措置が取り消され、掛金の追納の必要があること等を十分に説明することとする。また、交付の申出に関する手続きは、事業主の追納の完了をもって開始することとする。
- ・ 掛金負担軽減措置が取り消された場合、当該取消された期間に係る掛金は、未納であるものとして取り扱う。なお、交付の申出を行うことに伴う掛金負担軽減措置の取消による掛金の未納は、中退法第26条第2項に規定する「天災その他やむを得ない事由により共済契約者が掛金を納付期限までに納付することができないと認めるとき」に該当するため、機構は、当該取消期間に係る掛金の納付期限を延長する

こととし、また、当該取消後から掛金を追納するまでの期間において被共済者が退職した場合は、被共済者の退職金の受給権保護の観点から、事業主の掛金の納付が完了するまでの間、退職金の支払いを猶予することを認めることとする。

なお、延長された納付期限までの間における割増率は0パーセントとなるが、当該納付期限以後においては、掛金の納付を滞納している場合と同様に、経過措置省令第40条第2項の規定により読み替えられた中小企業退職金共済法施行規則第49条の規定に基づき、年10.95パーセントの割増率を課すこととする〔経過措置省令第40条〕。

以 上